平成２４年（フ）第１２４５号
大阪市西淀川区佃１丁目26番３号　千舟リバーサイドヴィラＣ棟711号室
債務者　二川　　繁
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６４号
大阪市東淀川区小松３丁目14番９号
債務者　岡本　福代
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３３０号
大阪市東淀川区西淡路１丁目16番７号　マンション宮原403号
債務者　有野　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４５号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番10号　ベイリーブスマンション504、前住所大阪府東大阪市河内町３番３号　城賀パレス305号
債務者　桑森　辰徳
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０３号
大阪市住吉区山之内２丁目７番15―501号
債務者　森　　隆善
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２７号
大阪市城東区永田３丁目12番２号　ナガタビル403号
債務者　都印刷こと　隠地　明子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２２号
大阪府寝屋川市高宮新町23番１―501号、前住所大阪府寝屋川市田井西町27番11号
債務者　吉岡　秀夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４１号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目５番10号
債務者　出　美恵子（旧姓浜端）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１７号
大阪市東成区東今里３丁目15番17号201号
債務者　桑村東玉こと　金　　東玉
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４７号
大阪府寝屋川市長栄寺町12番10号、前住所大阪府寝屋川市池田南町３番５号
債務者　田中　英晃
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８２号
大阪府八尾市南本町８丁目３番９―501号
債務者　前田　和美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２５号
大阪府摂津市浜町10番23―201号
債務者　仲村　博幸
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５１号
大阪市港区波除４丁目８番７―406号
債務者　吉田　光雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５号
神戸市垂水区星が丘１丁目４番56号タウンハウスアミィＣ号、従前の住所神戸市垂水区星が丘２丁目２番４号
債務者　松岡　真紀
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５８号
神戸市北区西大池２丁目７番101―505号
債務者　坂口八重子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１３号
兵庫県神戸市中央区日暮通３丁目５―５、住民票上の住所兵庫県神戸市長田区浜添通１丁目３番12号
債務者　福田　寛幸
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目17番５号
債務者　岸田　寿雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部